

黒田長政宛鼻請取状について

津野倫明

(地域変動論コース)

はじめに

朝鮮出兵研究はながい伝統を有しているものの、慶長の役における日本側諸将の基本的な動向の解明は遅れているとの問題意識にもとづいて、^①これまで研究を継続してきた。^②その一環として、「慶長の役における黒田長政の動向」(以下、別稿と呼ぶ)を二〇〇四年に発表した。^③のち、この別稿において検討の俎上にあげるべきであったにもかかわらず、看過してしまった史料群が残存していることを知った。それが本稿で紹介し、その史料の意義を論じてゆく計一二通の黒田長政宛鼻請取状にほかならない。鼻請取状とは、諸将により切り集められた鼻を查收した軍目付がその証明のために諸将宛に発給した文書である。ここで、軍目付について簡単に説明しておこう。^④慶長二(一五九七)年二月、豊臣秀吉は慶長の役を開始するにあたり、七名の軍目付を任命した。当初、秀吉は釜山倭城在番の小早川秀秋の軍目付として太田一吉、「先手」の軍目付として毛利重政・竹中隆重・垣見一直・毛利友

重・早川長政・熊谷直盛、これら計七名の軍目付を任命していた。^⑤このうち、毛利重政が慶長二年五月に朝鮮で病死したため、秀吉は同月あらたに釜山倭城在番の秀秋の軍目付として福原長堯を任命し、一吉を「先手」の軍目付に変更した。^⑥こうした変更によって、「先手」の軍目付は竹中隆重・垣見一直・毛利友重・早川長政・熊谷直盛そして太田一吉の六名の体制となり、今のところ鼻請取状の発給者として確認されているのもこの六名である。

後述のごとく、問題の黒田長政宛鼻請取状は一九一八年の研究により「学界に紹介」されたはずであったが、二〇〇〇年にいわば再発見されることになった。かかる経緯が示すようにこの鼻請取状については研究の断絶がみられ、これと関連するのであるが、耳塚(鼻塚)や鼻切り行為に言及する研究においても最近になるまで取り上げられることはなかった。

よって、本稿では、いわゆる史料紹介と研究史整理に多くの紙数を割いてゆくことになる。それらは別稿執筆時における無知に対する反

省と弁明の意味合いもあるが、あくまで本稿の目的達成に不可欠の作業である。その目的とは黒田長政宛鼻請取状が有する史料の意義を論じることであり、さらにこれを前提として慶長の役における日本側諸將の基本的な動向の全容解明に向けて新たな課題を設定することである。

一 黒田長政宛鼻請取状の紹介

本章では、黒田長政宛鼻請取状の伝存状況の概要を述べるとともに、その釈文を掲げる。

計一二通の黒田長政宛鼻請取状は一軸の卷子本の形態で、木箱に収められて伝存している。木箱の蓋表には「鼻請取書 一軸」「黒田長敬所蔵」、蓋裏には「明治三十一年三月 黒田長敬再製函」とそれぞれ墨書による箱書が存在する。よって、遅くとも明治三一（一八九八）年には黒田長敬氏が所蔵しており、同年に現在の木箱を再製したことが知られる。長敬氏は秋月黒田家の一三代目当主であり、それゆえこの卷子本は同家の諸資料を多く所蔵する財団法人秋月郷土館（福岡県朝倉市）に現在所蔵されているのであろう。なお、長政宛の鼻請取状が、長政の長子忠之に継承される福岡黒田家の子孫ではなく、長政の三男長興を祖とする秋月黒田家の子孫に伝えられた経緯は不明である。

この卷子本では、黒田長政宛鼻請取状が月日順に配列されており、末尾にこれらに記載された鼻数を集計した奥書が付されている。本稿

で掲げる釈文は二〇〇七年一月二日に同館において実施した調査にもとづいて作成している^⑦。では、一二通の黒田長政宛鼻請取状を卷子本での順すなわち月日順にA―1―12として、そして奥書を史料A―13として掲げよう^⑧。

史料A―1

従被打立候、はむ（成）やぐ（備）迄ニ被切捨鼻数之事、

合式拾三也、

右槌ニ請取帳面ニ書写申者也、

慶長貳年

八月十六日

熊谷内蔵允（直盛）（花押）

垣見和泉守（直）（花押）

早川主馬頭（長政）（花押）

黒田甲斐守殿（長政）

まいる

史料A―2

今日請取頸鼻并生捕数之事、

一首 拾三

一鼻 式十五

一生捕 貳人

合四拾内金海上官首壹ツ有之也、

右槌ニ請取申所也、

慶長貳年

八月十七日

熊谷内蔵允（花押）

垣見和泉守（花押）

早川主馬頭（花押）

黒田甲斐守殿

まいる

史料A―3

今日頸之はな数、合七ツ髓ニ請取申候、以上、

垣和泉

八月廿二日 一直（花押）

熊内蔵

直盛（花押）

早主馬

長政（花押）

黒甲殿

まいる

史料A―4

請取申鼻数、都合三千髓ニ請取申候也、

早主馬頭

慶長弐

九月五日 長政（花押）

黒田甲斐守殿

まいる

史料A―5

請取申はな数事、

合八拾五者、但かくなミ者、稷山にて、

慶長弐年

九月七日

竹中源介（通世）（花押）

大田飛驒（二世）

黒田甲斐守殿

史料A―6

請取申鼻数之事、

合弐百四拾卷者、清安ニ而、

慶長弐年

九月十三日

竹中源介（花押）

黒田甲斐守殿

史料A―7

請取申はな数之事、

合五百拾者、

右、如件、

慶長弐年

九月十四日

竹中源介（花押）

黒田甲斐守殿

史料A―8

請取申はな数之事、

合四百五拾七者、

右、如件、

慶長貳年

九月十五日

竹中源介（花押）

黒田甲斐守殿

史料A―9

うけ取申はな数之事、

合参百七拾貳者、

右、如件、

慶長貳年

九月十七日

竹中源介（花押）

黒田甲斐守殿

史料A―10

請取申はな数事、

合式百四拾四者、

青山二而、

九月十七日

竹中源介（花押）

黒田甲斐守殿

史料A―11

請取申はな数之事、

合参百者、 開寧にて、

慶長貳年

九月十九日 竹中源介（花押）

黒田甲斐守殿

史料A―12

請取申はな数之事、

合式百貳拾三者、 玄風二而、

慶長貳年

九月廿九日

竹中源介（花押）

黒田甲斐守殿

史料A―13

慶長二年八月十六日ヨリ九月廿九日迄日数四拾五日

惣合頸鼻数伍千五百貳ツ内

八拾五者 漢南人 稷山ニテ

壹ツ者 金海上官之頸

以上が一二通の黒田長政宛鼻請取状およびこれらに記載された鼻数を集計した奥書である。次章では、その史料の意義を考えるために、先行研究を参考にしつつ、現在確認されている他の諸将宛鼻請取状を受給者別に整理してゆきたい。

二 他の諸将宛鼻請取状

本章では、黒田長政宛以外の鼻請取状で現在確認されているものを受給者ごとに整理してゆく。従来の研究では切り集められた鼻数の総数試算に関心が寄せられており、そのためか鼻請取状に限らず鼻数に

関する史料を含めた表などが作成されてきた。⁽⁹⁾ こうした研究動向のなかで、あくまで鼻請取状そのものを整理して提示したのが北島万次『朝鮮日々記・高麗日記』である。⁽¹⁰⁾ 以下、同書を参考にして受給者に注目しつつ、鼻請取状を掲げてゆく。⁽¹¹⁾

まず掲げるのは計九通が確認されている吉川広家宛の鼻請取状であり、いずれも正文である。

史料B—1⁽¹²⁾

以上、

請取申鼻数之事、合四百八拾者、慥ニ請取申候也、恐々謹言、

早川主馬頭

九月朔日

長政（花押）

吉川蔵人殿⁽¹³⁾

まいる御報

史料B—2⁽¹³⁾

以上、

請取申鼻数之事、合七百九拾弐分、慥ニ請取申候也、恐々謹言、

早川主馬頭

九月四日

長政（花押）

吉川蔵人殿

御陳所

史料B—3⁽¹⁴⁾

以上、

請取申鼻数之事、三百五拾八、慥ニ請取申候也、恐々謹言、

早川主馬頭

九月七日

長政（花押）

吉川蔵人殿

御陣所

史料B—4⁽¹⁵⁾

以上、

請取申鼻数之事、六百四拾老八、慥ニ請取申候也、恐々謹言、

早川主馬頭

九月九日

長政（花押）

吉川蔵人殿

まいる御陣所

史料B—5⁽¹⁶⁾

以上、

請取申鼻数之事、四百三拾七者、慥ニ請取申候也、恐々謹言、

早川主馬頭

九月十一日

長政（花押）

吉川蔵人殿

まいる御陣所

史料B—6⁽¹⁷⁾

以上、

請取申鼻数之事、合千弐百四拾五者、慥ニ請取申候也、恐々謹言、

早川主馬頭

九月十七日

長政(花押)

吉川藏人殿

御陣所

史料B-7⁽¹⁸⁾

於珍原郡請取頸之鼻數之事、

合八百七拾也、

右、慥ニ請取申所也、

慶長貳

九月廿一日

熊谷内蔵允(花押)

垣見和泉守(花押)

早川主馬首(花押)

吉川藏人頭殿

御陣所

史料B-8⁽¹⁹⁾

以上、

貴札拝見本望之至ニ候、随而珍原・靈光於両郡ニさるミ御成敗之鼻數、合老方四拾、慥ニ請取申候、今日從是委數申入之間、不能多筆候、恐惶謹言、

垣和泉

九月廿六日

一直(花押)

熊内蔵

直盛(花押)

早主馬

長政(花押)

吉藏人様

御報

史料B-9⁽²⁰⁾

請取頸之鼻數之事、

合参千四百八拾七也、

右、慥請取申所也、

慶長貳

十月九日

熊谷内蔵允(花押)

吉川藏人殿

御陣所

次に掲げるのは計五通が確認されている鍋島勝茂宛の鼻請取状であり、やはりいずれも正文である。

史料C-1⁽²¹⁾

昨今之首、此鼻九拾、慥請取申候、恐々謹言、

熊谷内蔵允

八月廿一日 直盛(花押)

垣見和泉守

一直(花押)

早川主馬頭

長政（花押）

鍋島信濃守殿（勝茂）

御陣所

史料C—2⁽²²⁾

昨今之首、此鼻数式百六十四、慥ニ請取申候也、

熊谷内蔵允

八月廿五日 直盛（花押）

垣見和泉守

一直（花押）

早川主馬頭

長政（花押）

鍋島信濃守殿

まいる

史料C—3⁽²³⁾

今日之鼻数、合百七拾、慥ニ請取申候、以上、

垣和泉守

八月廿七日 一直（花押）

熊内蔵允

直盛（花押）

早主馬頭

長政（花押）

鍋島信濃守殿

まいる

御報

史料C—4⁽²⁴⁾

以上、

請取申鼻数之事、合千五百五拾壹者、慥ニ請取申候也、恐々謹言、

早川主馬頭

九月十三日 長政（花押）

鍋島信濃守殿

御返報

史料C—5⁽²⁵⁾

金溝・金堤両郡ニおゐて御成敗之頸之鼻数事、

合三千三百六拾九也、

右、慥ニ請取申所也、

十月一日 垣見和泉守（花押）

熊谷内蔵允（花押）

早川主馬頭（花押）

鍋島信濃守殿

最後に掲げるのは計二通のみが確認されている藤堂高虎宛の鼻請取

状であり、これらについてはいずれも写である。

史料D—1⁽²⁶⁾

請取申鼻数之事、

合三百四拾六也、

右、如件、

慶長貳年

大田飛驒守

花押

八月廿六日

竹中源介

花押

毛利民部大夫(女直)

花押

藤堂佐渡守(高虎)殿

史料D—2(分)

請取申鼻数之事、

合三拾六也、

右、如件、

慶長貳年

八月廿七日

大田飛驒守

花押

竹中源介

花押

毛利民部大夫

花押

藤堂佐渡守殿

以上のように、黒田長政宛以外の鼻請取状としては、吉川広家宛が九点、鍋島勝茂宛が五点、藤堂高虎宛が二点(写)、それぞれ確認されており、その合計は一六点である。よって、現在確認されている鼻請取状の総数は、前章で掲げた黒田長政宛の一二点を合わせても二八点到過ぎない。こうした鼻請取状の残存数からすると、黒田長政宛鼻請取状が刮目すべき史料群であることが即座に了解されよう。ところが、これらは本章で参考にした『朝鮮日々記・高麗日記』においても把握されておらず、次章でみてゆくように奇妙なほどに学界に流布してい

なかつたのである。

三 黒田長政宛鼻請取状に関する研究史

本章では、耳塚(鼻塚)や鼻切り行為に言及する諸研究をふまえて、別稿発表以前における黒田長政宛鼻請取状に関する研究を整理してゆきたい。これは、黒田長政宛鼻請取状をめぐる研究史の断絶状況を確認する作業でもある。

じつは、黒田長政宛鼻請取状を取り上げた研究は意外に早く登場する。それは一九一八年に発表された武谷水城「旧秋月藩主黒田家の古文書と鼻塚」(2)である。その冒頭では、「筑前旧秋月藩主黒田子爵家の古文書の中に、慶長征韓の役、黒田長政の手に討取りたる敵の首級代りの鼻の受領証が十余通ある」と黒田長政宛鼻請取状の存在が指摘されている。一方、末尾では、次のように執筆の目的がまとめられている。

此の黒田家の古文書は、未だ学界に紹介せられざるのみならず、故へありて深く秘庫に蔵せられしものにて、旧藩時代は当路の士人も殆ど之れを知れるもの無かりしと云ふ。私は前日秋月に往き、請ふて一覽する事を得たれば、今日之れを本会に紹介すると共に、故星野博士の、京都大仏前の塚は鼻塚にして耳塚にあらざる考の一端をも、併せて紹介するのである。

まず、黒田長政宛鼻請取状の伝存状況について確認しておこう。右に「今日之れを本会に紹介する」とあるように、この論文は一九一七

年一二月二六日の筑紫史談会例会における口頭発表をもとにしており、「前日」は同年内のことと考えられる。よって、一九一七年の段階でも黒田長政宛鼻請取状は秋月黒田家が所蔵していたことが確認される。

さて、武谷氏は「故星野博士」すなわち星野恒氏の研究の「一端をも、併せて紹介する」と述べているが、単に紹介するだけでなく批判している。星野氏は「京都大仏殿前ノ塚ハ鼻塚ニシテ耳塚ニ非サル考」において「長政ハ稷山ニ至ル、長政ハ途ニシテ明将解生ト戦ヒ、百五十人討取りシモ、味方モ死傷多ク、交綏セシユヘ、首級ハ挙ルニ及ハサリキ」と慶長二年九月七日の稷山の戦いで黒田勢は「首級」をあげなかったとする見解を提示していた。⁽²⁸⁾ その根拠としては『黒田家譜』の書名のみがあげられている。ここでは、おそらくは星野論文が依拠したのであるかと考えられる同書の記述であり、かつ武谷論文による批判ともかわる記述を引用しておこう。

史料E⁽³⁰⁾

毛屋がいはく、敵ハ鉄の桶をつきたれば、鉄砲を打かくるともひるむへからず。然れども鉄砲を一度に放かけ、其勢を相凶にしてかけ入、敵の桶を引ふせく、敵を切てすてよ。首をとる事なかれ。先鉄砲を今少さきのひきく所へ押下して備へ然るへしと云。此時鉄砲頭等毛屋が申旨にまかせ、下知して足輕をすゝめ、鉄砲一放つゝ一度に放ちかけ、其煙の内よりやかに諸卒鬨を作りていさみかゝる。(中略)長政いさみすゝみ、ふるひ打て敵をやぶり、百五十人誅取給ひければ、(後略)

武谷氏は右の前後の記述にも言及しつつ、次のように星野説の問題点を指摘している。

成る程同書〔黒田家譜〕―津野註〕に、長政の隊将毛屋主水が其の部下に令して、敵の桶を引き伏せて敵を切て捨てよ、首級を取る事勿れ云云とありて、鉄砲頭等も毛屋が申す旨に任せて、諸卒を進めし由記るせるも、之れは素とより全軍に令せしものにあらず。(中略) 馳て後統部隊たる毛利秀元の来援を得て、終に敗退に至らざりしのみならず、結局の勝利は我れに帰し、長政⁽²⁹⁾ 稷山に十余日逗留せられぬ。黒田家譜に此戦の記事中我れに討取りし敵数の記載確実ならざると、前述せし毛屋主水の言を載せし等に因りて、博士は此役敵の首級は挙るに及ばざりきと断定せられしならんも、今此の秋月黒田家の古文書に依り、黒田家譜の記載確実ならざると、従て博士の断定の穩当ならざるとを立証する。

武谷氏にかかる星野批判を展開すべく、A―1・2の二通を掲げたのち、さらに黒田長政宛鼻請取状の内容を次のように紹介してゆく。以下八月二十二日、九月五日、七日、十三日、十四日、十五日、十七日、同日、十九日、二十九日、附の九通⁽³¹⁾にして、其の内九月七日の分鼻八十五は⁽³²⁾ 稷山にて、同十三日附百四十一は清安にて、同十七日二百四十四は青山にて、同十九日三百は開寧にて、同二十九日二百二十三は玄風にて、討取りしものにて、各々地名の記入あり。

以上八月十六日より九月二十九日迄、日数四十五日、総計頭鼻数

五千二百二個にして、其の内八十五は漢南人、⁽⁴⁷⁾頸の内、一は金海上官の頸なり。(後略)

武谷氏はこうした紹介をふまえて、「⁽⁴⁸⁾穆山にて割き取りし鼻数は八十五に止まりしや否やは、明かならざるも、其の全く首級を挙げずと云ふは失考」、「⁽⁴⁹⁾穆山の役、長政の手に討取る処百五六十人と言ふは、確実ならず」と論じた。⁽⁵⁰⁾武谷論文は「⁽⁵¹⁾穆山」を「⁽⁵²⁾穆山」とする誤記、鼻請取状の合計点数の誤算、「⁽⁵³⁾総計頸鼻数」にかかわる誤読など誤りは少なくないが、しかし、以下の二点に関しては特筆に値しよう。まずは、黒田長政宛鼻請取状の存在を学界に紹介した初の研究と位置付けられる点である。二点目は、⁽⁵⁴⁾穆山の戦いにおける黒田勢は「首級ハ挙ルニ及ハサリキ」とした星野説を史料A―5の記述をふまえて否定し、黒田勢の「勝利」をつとに指摘していたことである。次章でも言及するように、⁽⁵⁵⁾穆山の戦いにおける黒田勢の劣勢を以後日本側が消極的となった一契機とする説が存在したからである。これら二点に関して、武谷論文は研究史におけるプライオリティを認められてしかるべきであった。ところが、この武谷論文の存在とともに黒田長政宛鼻請取状の存在そして⁽⁵⁶⁾穆山の戦いにおける黒田勢の「勝利」は学界には流布しなかったようである。朝鮮出兵に関するもつとも網羅的な研究の一つである『日本戦史朝鮮役』も⁽⁵⁷⁾穆山の戦いに関する記述は専ら『黒田家譜』に依拠している。これを大きな要因とするのであろう、以後の研究では武谷論文の指摘は看過されてきた。

例えば、一九七〇年代、鼻切り行為に関する諸史料の把握が進展し

ていったものの、ここでもやはり武谷論文と黒田長政宛鼻請取状は看過されていた。藤木久志氏の研究には鼻請取状の一覧が掲載されており、そこには史料B―1〜9、史料C―1〜5に該当する鼻請取状および「陣立書」に関する日付・鼻数・出典が記載されているものの、史料A―1〜12すなわち黒田長政宛鼻請取状に関する記載はない。⁽⁵⁸⁾鼻切り行為に関連する諸史料を博搜した琴乘洞氏の著書は史料A―13の写真に掲載しており、この点は注目すべきである。⁽⁵⁹⁾ただ、不可解なことに、同書の鼻切り行為に関する史料一覧四点には黒田長政宛鼻請取状についての記載はない。さらに、「例えば黒田長政軍であるが、鼻や耳を斬りとって日本に送ったとの記録はあっても数字はなく、首級について数字がない」と述べ、『黒田家譜』の⁽⁶⁰⁾穆山の戦いに関する部分を引用したのち、「このように首数夥しとはいっても数字が出ていないので、検討のしようがないということである」と述べている。結局のところ、琴氏の研究においても黒田長政宛鼻請取状への言及はなかったのである。こうして、武谷論文の発表からおよそ八〇年の間、黒田長政宛鼻請取状の存在は忘却されたままとなる。すなわち、その存在がいわば再発見されたのは二〇〇〇年のことなのである。

丸山雍成氏は二〇〇〇年に発表した論文で、「これまで、黒田軍については「鼻や耳を切りとって日本に送ったとの記録はあっても数字はなく、首級についても数字がない」とされてきたが、これは新史料の公開によって修訂の要が生じている」と指摘し、史料A―1〜13の内容をまとめた「慶長2年8・9月、黒田長政軍の首・鼻獲得数」と題

する「表1」および史料A-1・2・12・13の積文を掲げている。さらに、丸山氏は同論文で「この新史料の出現により、かつての藤木久志氏の「一五九七年の鼻請取状」一覧を補訂」し、「慶長2年8〜10月、朝鮮人鼻請取数一覧」を「表2」として掲載している。³⁷⁾

この丸山氏による再発見との関係は明らかではないが、二〇〇二年に発表された北島万次『秀吉の朝鮮侵略』には史料A-1〜13の写真とこれらの読下文が掲載されており、読下文には地名・人名に関する注記も付されている。³⁸⁾しかしながら、本文にはこれらに関する記述はない。ただ、「大名家の鼻請取状」なる頭註では、「現存する鼻請取状によれば、吉川広家が総計一万八三五〇、鍋島勝茂が総計五〇四四、黒田長政が総計五四八七である。他の諸大名家の文書には鼻切りについての感状はあっても、請取状が残っておらず、鼻切り全体の数は明らかでない」と言及されている。³⁹⁾

丸山論文に接したのはつまり黒田長政宛鼻請取状の存在を知ったのは、別稿謹呈に対する返礼としてご恵与いただいた二〇〇五年五月のことであった（なお、正確な年月日は失念したが、その後ほどなく武谷論文に接したと記憶している）。また、北島著書に接したのは、購入した二〇〇七年八月のことであった。前者については発表から四年半ほど、後者については発表から五年ほどが経過していた。これらにふまえず、ゆえに黒田長政宛鼻請取状を検討せずに別稿を二〇〇四年に執筆してしまった調べのあまさは反省している。冒頭でも触れたようにこの反省が本稿執筆の動機の一つであるが、ただ、黒田長政宛

鼻請取状に関する無知は研究史に規定されたものともいえる。なぜなら、「新史料」なる表現を丸山論文がとっているように、それが参考とした先行研究もまた黒田長政宛鼻請取状の存在を看過してきたからである。また、朝鮮出兵に関する研究を牽引してきた北島氏にしても、前掲の『秀吉の朝鮮侵略』にいたるまでは、黒田長政宛鼻請取状の存在に関する発言は管見の限りではみられない。同書にも鼻切りに関する参考文献として前掲の琴兼洞氏の著書があげられているように、⁴⁰⁾前記のような研究史に北島氏の研究さえも規定されてきたのであろう。丸山・北島の両氏すら武谷論文に言及していないことが示すように黒田長政宛鼻請取状の研究史には断絶が存在したのであり、かかる研究状況を指摘して弁明としたい。そして、あらためて、黒田長政宛鼻請取状の存在を学界に紹介した初の研究としてのプライオリティはあくまで武谷論文が有していることを確認しておきたい。

本章では、別稿発表以前における黒田長政宛鼻請取状に関する諸研究を整理してきたが、別稿発表以降については以下のような中野等氏の研究が存在する。二〇〇六年に発表された著書では、史料A-2の読下文が「目付発給の首・鼻数の請取証文」の一例として掲載されている。⁴¹⁾また、二〇〇八年に発表された著書では、史料A-1〜13に関する日付・発給者・地名・鼻数を整理した表が掲載されている。⁴²⁾前者では「通史的叙述に依存した箇所は少なくない」著書の一つとして、後者では参考文献の一つとして、前掲の北島氏の『秀吉の朝鮮侵略』があげられている。⁴³⁾よって、両者では明言されていないものの、この

北島著書との間には黒田長政宛鼻請取状に関する研究史的な連続性があるのかもしれない。いずれにせよ、他の鼻請取状や別稿において検討した史料とも関連する傾聴すべき指摘が両者にはみられるので、黒田長政宛鼻請取状の史料的意義を論じてゆく次章で取り上げることにする。なお、黒田長政宛鼻請取状の所見に依拠したと考えられる指摘が一九九二年になされているが、他の鼻請取状の残存状況とも関連するので行論の都合上、これも次章で取り上げることにした。

四 黒田長政宛鼻請取状の史料的意義

本章では、黒田長政宛鼻請取状の史料的意義について、他の鼻請取状や別稿において検討した史料、そしてこれらに関する諸研究をふまえて論じてゆきたい。

まず、本章で提示する四つの表について説明しておく。表1は第一章で掲げた黒田長政宛鼻請取状の月日・発給者に関する情報を整理したものである。また、表2・表3・表4はそれぞれ第二章で掲げた吉川広家宛・鍋島勝茂宛・藤堂高虎宛の鼻請取状の月日・発給者・出典等に関する情報を整理したものである。

これらの表から一目瞭然となるのは、黒田長政宛鼻請取状の数的な優位である。吉川広家宛は九通、鍋島勝茂宛は五通、藤堂高虎宛は二通であるのに対し、黒田長政宛は一二通である。黒田長政宛は受給者別でいうと最多数であり、また現在確認されている鼻請取状のうち約

四割強を占めているのである。こうした残存数と関連するのであろうが、月日欄が示すように黒田長政宛鼻請取状のA-1は鼻請取状の初見史料ということになる。じつは、鼻請取状の発給期間に関してはずでに一九九二年の段階で山室恭子氏が次のように指摘していた。⁴⁴

ところで、このなまなましい鼻請取状群を眺めていると、ひとつの奇妙な事実に気づく。出された時期がごく短い期間に集中しているのである。二十一通のうちもっとも早いものが慶長二年（一五九七）八月十六日、遅いものが同年の十月九日とわずか二カ月足らずの間に固まっている。

この指摘は、表1〜4からすると黒田長政宛のA-1と吉川広家宛のB-9をふまえたものと考えられる。また、「現在二十一通ほどその存在が知られている」とも述べており、その数値はA・Bの文書数の和と一致する。実際、山室氏が右の引用部分の前で言及している「一万四十個などと想像するだけで胸の悪くなるような数値」はB-8の記載内容と一致している。ところが、「昨日と今日の分の鼻二百六十四個を受け取りました」とか「今日の分百七十個を受け取りました」といった文面⁴⁵はそれぞれC-2・3の記載内容と一致している。よって、山室氏が把握していた鼻請取状の総数二一はA・Bの文書数の和というわけではなさそうであり、また武谷論文との関係も不明ではあるが、鼻請取状の初見を八月一六日とする指摘がA-1に依拠していることはまちがいないだろう。ここでは、鼻請取状発給期間の現時点における上限を画する事例を含む点で黒田長政宛鼻請取状が重視される

表1 黒田長政宛鼻請取状

史料	月/日	熊谷直盛	垣見一直	早川長政	竹中隆重	太田一吉	毛利友重
A-1	8月16日	○	○	○			
A-2	8月17日	○	○	○			
A-3	8月22日	○	○	○			
A-4	9月5日			○			
A-5	9月7日				○	○	
A-6	9月13日				○		
A-7	9月14日				○		
A-8	9月15日				○		
A-9	9月17日				○		
A-10	9月17日				○		
A-11	9月19日				○		
A-12	9月29日				○		

※○印は発給者であることを示す。

表2 吉川広家宛鼻請取状

史料	月/日	熊谷直盛	垣見一直	早川長政	竹中隆重	太田一吉	毛利友重	出典
B-1	9月1日			○				『吉』716
B-2	9月4日			○				『吉』717
B-3	9月7日			○				『吉』718
B-4	9月9日			○				『吉』719
B-5	9月11日			○				『吉』720
B-6	9月17日			○				『吉』721
B-7	9月21日	○	○	○				『吉』138
B-8	9月26日	○	○	○				『吉』722
B-9	10月9日	○						『吉』139

※○印は発給者であることを示す。

『吉』は『大日本古文書吉川家文書』、算用数字は同書の文書番号。

表3 鍋島勝茂宛鼻請取状

史料	月/日	熊谷直盛	垣見一直	早川長政	竹中隆重	太田一吉	毛利友重	出典	備考
C-1	8月21日	○	○	○				「大」	『鍋』115
C-2	8月25日	○	○	○				「名」	『鍋』116
C-3	8月27日	○	○	○				「名」	『鍋』117
C-4	9月13日			○				「鍋」	『鍋』118
C-5	10月1日	○	○	○				「大」	『鍋』121

※○印は発給者であることを示す。

「大」は東京大学史料編纂所架蔵写真帳「大阪城天守閣所蔵文書」。

「名」は佐賀県立名護屋城博物館所蔵文書。

「鍋」は東京大学史料編纂所架蔵影写本「鍋島文書」。

『鍋』は『佐賀県史料集成古文書編第三巻』（佐賀県立図書館、1958年）所収『鍋島家文書』、算用数字は同書の文書番号。

表4 藤堂高虎宛鼻請取状

史料	月/日	熊谷直盛	垣見一直	早川長政	竹中隆重	太田一吉	毛利友重	出典
D-1	8月26日				○	○	○	『高』108
D-2	8月27日				○	○	○	『高』109

※○印は発給者であることを示す。

『高』は『高山公実録上巻』（清文堂、1998年）、算用数字は同書の掲載開始頁。いずれも写である。

ことを確認しておきたい。

次に重視される点は、これもやはり残存数と関連するのであろうが、発給者の顔ぶれの多彩さである。前述のごとく、鼻請取状の発給者として確認されているのは、「先手」の軍目付であった熊谷直盛・垣見一直・早川長政・竹中隆重・太田一吉・毛利友重の六名である。表2と4が示すように、吉川広家・鍋島勝茂宛の場合は熊谷直盛・垣見一直・早川長政の計三名、藤堂高虎宛の場合は竹中隆重・太田一吉・毛利友重の計三名がそれぞれ発給者として確認される。これに対して、黒田長政宛の場合には、熊谷直盛・垣見一直・早川長政・竹中隆重・太田一吉とじつに五名の発給者を数えることができる。

さて、黒田長政宛鼻請取状の内容で注目されるのは地名である。地名が記載されている鼻請取状はA—1・5・6・10・11・12、B—7・8、C—5の計9通が確認され、黒田長政宛鼻請取状だけで3分の2を占めている。

例えば、史料A—5には「稷山」が記載されており、この所見に着目すれば慶長の役の戦局に対する理解を深化させることができる。稷山の戦いについては、「黒田長政にとっては悪夢のような稷山戦闘」で、明軍が日本側の「漢城再占領の戦略的野望を打ち砕いた効果は絶大」であり、日本側の軍事行動が消極的となった一契機とする説があった⁽⁴⁵⁾。しかし、黒田勢は敗北したわけではなく、それゆえこの戦いを慶長の役におけるターニングポイントとする右のような説を疑問視する見解が提示されている⁽⁴⁶⁾。こうした戦いに関する評価の相違について、中野

等氏は次のように説明している⁽⁴⁷⁾。

結果としてこの会戦には決定的な勝者が存在しないため、当事者がそれぞれに自軍の勝利を喧伝することになる。黒田・毛利勢としては敵の軍勢を後退させ京畿道への侵攻を果たしたという点で重要な意味があり、明・朝鮮側はこの会戦で戦果をあげたことによつて漢城侵攻の企てを挫くことができたと考えたのである。

説得的な説明であり、別稿で検討した次の連署状からは長政側が「自軍の勝利を喧伝」していたことも読み取るべきだったのであろう。

史料F⁽⁴⁸⁾

十月十一日御注進状披露申候処、能々被聞召届、被成 御朱印候、奥郡忠清道内天安郡迄被相動候処、大明人稷山相拘在之付而、先へ相越候、乱妨者共追立来候付而、則其方先手衆取合追崩、少々被討捕由候、依之右之城へも不取入、大明人都のごとく令敗北由、是又委曲令披露候、然者御請方之郡々無残所被相動、梁山へ被打入、御城所被見立、中国衆・筑前中納言殿御人数にて御普請被仰付、過半出来之由、尤思召候、其方儀、能々御有付肝要候、此方御前珍敷儀無之候、^(秀古・秀頼)御両殿様一段御息災候間、可御心安候、猶追而可申承候、恐々謹言、

長大

十二月八日

正家(花押)

増右

長盛(花押)

石治

三成（花押）

徳善

玄以（花押）

黒田甲斐守殿

御返報

この連署状の前半部分が示すように、長政らは忠清道天安に侵攻し、九月七日に稷山で明軍と交戦した。稷山の戦いに関する記述のうち、

「少々」は史料A-5の「八拾五」（史料A-13の「八拾五」）、「大明人」は史料A-5の「かくなミ」（史料A-13の「漢南人」）に対応する。⁴⁹長政は「大明人」の「敗北」つまり「自軍の勝利」を喧伝していたのであり、その「勝利」は日本国内にいた秀吉にも披露されている。こうした「勝利」について、武谷論文はつとに指摘していた。『黒田家譜』の記述に大きく依拠しているので問題がないわけではないが、史料A-5にも依拠して星野説を否定し、他の戦闘と同様に鼻切りが実施されたことを明らかにしたからこそ、稷山の戦いにおける長政の「勝利」を指摘しえたのである。⁵⁰

史料A-6・10・11・12にもそれぞれ「清安」・「青山」・「開寧」・「玄風」と地名が記載されており、中野氏はこれらに着目して「慶尚道梁山方面へ移動する黒田長政はほぼ連日のように鼻の請け取り証文を受けている。行く先々で山入りなどをして掃討戦を行ったのであろう」と指摘している。⁵¹黒田長政宛鼻請取状に記載された地名からは、こ

した黒田勢の軍事行動もまた明らかとなるのである。

このように、戦局に対する理解の深化や軍事行動の解明につながる地名の記載にも黒田長政宛鼻請取状の史料の意義を見出すことができよう。

地名以外では、史料A-2の「金海上官」のような文言も重視される。この「金海上官」についてもやはり別稿で検討した史料を掲げて、これに関する中野氏の指摘をみておこう。

史料G⁵²

八月十七日注進状并絵図到来、加披見候、赤国与白国之堺、安陰郡之内、黄石山之城、金海上官相拘候処、仕寄申付、八月十六日夜、責崩、彼上官首、黒田甲斐守手へ討捕、其外、於城中三百五十三、并谷々つき崩候処、於手前数千人切捨候由、粉骨之至神妙ニ被思召候、弥先々動之儀、左手之衆申談、不可有由断候、猶徳善院・増田右衛門尉・石田治部少輔・長束大蔵大輔可申候也、

九月廿二日 御朱印

羽柴安芸宰相とのへ
（毛利秀元）
（長宗我部元親）
羽柴土佐侍従とのへ
（長宗我部盛徳）
同侍従 とのへ
羽柴吉川侍従とのへ
（松平直茂）
安国寺
（忠護）
鍋島加賀守 とのへ
（直茂）
同信濃守 とのへ
（勝茂）

池田伊与守 (秀雄) とのへ
 中川修理大夫とのへ
 黒田甲斐守 (長政) とのへ
 加藤主計頭 (清正) とのへ
 早川主馬頭 (長政) とのへ
 垣見和泉守 (直道) とのへ
 熊谷内蔵丞 (直盛) とのへ

これは八月一四〜一六日の黄石山の戦いについて報じた注進状・絵図を披見して秀吉が発給した朱印状の写であり、宛所の諸将が右軍としてまとまって行動していた⁵³⁾。中野氏はこの史料Gについて、「ここでは諸勢の軍功が一括されているが、戦の現場ではそれぞれの大名に対して、目付発給の首・鼻数の請取証文が発給されていたことが知られる」と指摘し、「黄石山城を守っていた『金海上官』の首級を挙げたとして、本文中にもその名が登場する黒田長政の場合を見てみると、つぎのような証文を受けている」と説明して史料A―2を掲げたのち、「このようにそれぞれの大名は、右軍に従った目付衆発給の証文を請けていた。既述した左軍の南原攻略戦も同様のシステムがとられたと考えられる。黄石山城合戦の場合は各大名ごとの明細のようなものが送達されなかったため、一括した感状となったのかもしれない」と述べている。⁵⁴⁾

南原城攻略の報に接して秀吉が発給した朱印状は島津義弘・同忠恒宛、同豊久宛、加藤嘉明宛、藤堂高虎宛、来島通総宛などが存在する

が、ここでは藤堂高虎宛のそれに注目しておきたい。

史料H⁵⁵⁾

八月十六日之注進状被加披見候、赤国之内南原之城大明人楯籠ニ付而、去十三日ニ取巻、致仕寄を、同十五日之夜責崩、其方手前首数弍百六十九討捕之旨候、即鼻到来候、粉骨之至候、最前番船伐捕、度々手柄無比類候、弥先々動之儀、各申談、丈夫ニ可申付事肝要候、猶増田右衛門尉・長束大蔵大輔・徳善院・石田治部少輔可申候也、

九月十三日 ○(秀吉朱印)

藤堂佐渡守とのへ

中野氏の推論にしたがうならば、南原城攻略の注進にさいしては「各大名ごとの明細のようなものが送達」されたことになる。つまり、右の史料Hの内容に即して考えるならば、「首数弍百六十九討捕之旨」と切り取った鼻数を記載した文書が送達されたことになる。ならば、南原城攻略に関する藤堂高虎宛鼻請取状が発給された可能性がある。しかしながら、高虎宛鼻請取状のD―1・2は月日および鼻数からしていずれも南原城攻略の際のものとはみなされない。こうしてみると、「金海上官」なるキーワードにより史料Gつまりは黄石山の戦いとの揺るぎない対応関係が判明する史料A―2は希有の鼻請取状といえる。そして、この事例をふまえてこそ、史料Hに対応する藤堂高虎宛の鼻請取状が、さらに史料Gの宛所の諸将宛の鼻請取状が存在する、あるいは存在したはずと考えられるのである。

以上のように、地名などを記載された黒田長政宛鼻請取状は他の史料とあわせて分析することが可能であり、その分析は個々の戦いの様相や戦局だけでなく、中野氏が推論を加えている軍目付を介した論功行賞の過程を明らかにするために有効であろう。黒田長政宛鼻請取状が地名などの記載に比較的富んでいることも、その史料の意義として看取すべきであろう。

おわりに

本稿では、黒田長政宛鼻請取状を紹介し、関連する諸研究をふまえて、これらが有する史料の意義について論じてきた。最後に、その史料の意義のうちでも発給者の顔ぶれの多彩さおよび地名などの記載に比較的富んでいること、これらに着目して今後の課題について述べておきたい。

鼻請取状は鼻を査収した軍目付がその証明のために諸將宛に発給する文書であるから、発給者である軍目付と受給者である諸將はいわゆる左軍・右軍といったレベルでの部隊編成においては同じ部隊に属していたとみるのが自然であろう。ならば、同一人物を受給者とする鼻請取状の発給者の変化は部隊の編成替によるものと考えられよう。つまり、黒田長政宛鼻請取状の発給者の顔ぶれが多彩であるのは、長政が所属する部隊の編成替が何度かあり、それと連動しているためと考えられよう。こうした仮説は、黒田長政宛鼻請取状が地名などの記載

に富んでおり、また別稿により慶長の役における黒田勢の動向がほぼ明らかとなっているので検証しようと予想される。もし、この仮説の妥当性が認められるならば、日本側諸將の動向の解明は大きく進展する。例えば、軍目付の軍事行動が判明している場合にはその軍目付が発給した鼻請取状を受給した大名の軍事行動が明らかとなり、逆に鼻請取状を受給した大名の軍事行動が判明している場合にはそれを発給した軍目付の軍事行動が明らかとなるのである。鼻請取状を発給した軍目付は六名しか確認されていないので、消去法も有効に機能するであろう。

黒田長政宛鼻請取状の様々なポテンシャルを引き出しつつ、右の仮説を検証してゆくことが、かつてその存在を看過してしまつた者に課された宿題であることを銘記して擱筆したい。

註

(1) 北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』（校倉書房、一九九〇年）、中野等「文祿の役における立花宗茂の動向」（『日本歴史』第五九七号、一九九八年）参照。

(2) この点にかかわる主要な拙稿は以下のとおりである。「慶長の役（丁酉再乱）における長宗我部元親の動向」（黒田慶一編『韓国の倭城と壬辰倭乱』岩田書院、二〇〇四年）。「慶長の役における黒田長政の動向」（『海南史学』第四二号、二〇〇四年）。「慶長の役

- における鍋島氏の動向」(『織豊期研究』第八号、二〇〇六年)。「朝鮮出兵と西国大名」(佐藤信・藤田寛編『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社、二〇〇七年)。「慶長の役における「四国衆」(地方史研究協議会編『歴史に見る四国』雄山閣、二〇〇八年)。(3) 註(2)。
- (4) 拙稿「軍目付垣見一直と長宗我部元親」(高知大学人文学部人間文化学科『人文科学研究』第一六号、二〇一〇年)など参照。なお、軍目付に関しては「目付」「横目」「奉行」など様々な呼称が史料上確認されるが、本稿では前掲北島『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』、北島万次『朝鮮日々記・高麗日記』(そして、一九八二年)、同『豊臣秀吉の朝鮮侵略』(吉川弘文館、一九九五年)などの研究にない軍目付と呼ぶことにする。
- (5) 『大日本古文书書島津家文書』四〇二号など。なお、本稿において使用する軍目付の実名については拙稿「慶長の役における軍目付の実名について」(『ぐんしょ』再刊第五四号、二〇〇一年)参照。
- (6) 慶長二年五月二四日付福原長堯宛秀吉朱印状写(東京大学史料編纂所架蔵レクチグラフ「成篁堂古文書」)。
- (7) 財団法人秋月郷土館における調査(閲覧・撮影)に際しては同館の加峰満氏と渡邊俊二氏よりご高配を賜った。
- (8) 第三章でも言及するように、これらの釈文または読下文が以下の研究に掲載されている。武谷水城「旧秋月藩主黒田家の古文書と鼻塚」(『筑紫史談』第一六集、一九一八年)にはA-1・2の釈文が掲載されている。また、丸山雍成「唐津街道と耳塚・鼻切り」(『交通史研究』第四六号、二〇〇〇年)では史料A-1・2・12・13の釈文が掲載されている。さらに、北島万次『秀吉の朝鮮侵略』(山川出版社、二〇〇二年)では史料A-1・13の写真が八二頁、読下文が八三頁に掲載されている。また、中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』(吉川弘文館、二〇〇六年)三一四〜三一五頁には史料A-2の読下文が掲載されている。なお、前掲丸山論文、中野等『戦争の日本史16文禄・慶長の役』(吉川弘文館、二〇〇八年、以下『文禄・慶長の役』と略)二〇四頁には史料A-1・13の日付・発給者・地名・鼻数を整理した表が掲載されている。本稿に掲げた釈文は、これらの諸研究に掲載された釈文・読下文・表等を参考にして作成した。ただし、あくまで前記の調査をふまえて作成しているので、逐一の指摘は避けるが、前者には後者の字句を修正した箇所も若干存在する。
- (9) 藤木久志『朝鮮侵略』(佐々木潤之介編『日本民衆の歴史3天下統一と民衆』三省堂、一九七四年)、同『日本の歴史第15巻織田・豊臣政権』(小学館、一九七五年)、琴秉洞『耳塚(増補改訂)』(総和社、一九九四年、初版は一九七八年)。
- (10) 前掲北島『朝鮮日々記・高麗日記』三〇一〜三〇六頁。
- (11) 史料C-1・5に関しては、後述のごとく前掲北島『豊臣秀吉の朝鮮侵略』一九七〜一九九頁も参考している。
- (12) 『大日本古文书吉川家文書』七一六号。この七一六号の押紙に記

載された「鼻数一万八千三百五十」なる数値は史料B-11-9（『大日本古文書吉川家文書』七一六〜七二一号、一三八号・七二二号・一三九号）の合計に一致する。

(13) 『大日本古文書吉川家文書』七二七号。

(14) 『大日本古文書吉川家文書』七一八号。

(15) 『大日本古文書吉川家文書』七一九号。

(16) 『大日本古文書吉川家文書』七二〇号。

(17) 『大日本古文書吉川家文書』七二一号。

(18) 『大日本古文書吉川家文書』一三八号。『大日本古文書吉川家文書』ではこの一三八号の写が七二一号と同七二二号との間に掲載されている。

(19) 『大日本古文書吉川家文書』七二二号。

(20) 『大日本古文書吉川家文書』一三九号。『大日本古文書吉川家文書』ではこの一三九号の写が七二二号と同七二三号との間に掲載されている。

(21) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「大阪城天守閣所蔵文書」。この文書は『佐賀県史料集成古文書編第三卷』（佐賀県立図書館、一九五八年）所収『鍋島家文書』一一五号として翻刻されている。なお、前掲北島『朝鮮日々記・高麗日記』では後者の存在が指摘されており、一方、前掲北島『豊臣秀吉の朝鮮侵略』一九七〜一九八頁には前者の読下文・写真が掲載されている。

(22) 佐賀県立名護屋城博物館所蔵文書。佐賀県立名護屋城博物館に

おける二〇〇六年二月二八日の調査（閲覧・撮影）に際しては同館の武谷和彦氏よりご高配を賜った。この文書は図録『秀吉と文禄・慶長の役』（佐賀県立名護屋城博物館、二〇〇八年、初版は二〇〇七年）に図版一三六として写真・積文が掲載されている。なお、『鍋島家文書』一一六号として翻刻されている。

(23) 佐賀県立名護屋城博物館所蔵文書。この文書は前掲『秀吉と文禄・慶長の役』に図版一三七として写真・積文が掲載されている。なお、『鍋島家文書』一一七号として翻刻されている。

(24) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「鍋島文書」。なお、この文書は『鍋島家文書』一一八号として翻刻されている。

(25) 前掲「大阪城天守閣所蔵文書」（図録『秀吉と桃山文化』（毎日新聞大阪本社文化事業部、一九九六年）にも資料一八一として写真・積文が掲載されている）。この文書は『鍋島家文書』一一二一号として翻刻されているが、差出書の「熊谷内蔵允（花押）」「早川主馬頭（花押）」および宛所の「鍋島信濃守殿」が欠落している。なお、前掲北島『朝鮮日々記・高麗日記』では後者の存在が指摘されており、一方、前掲北島『豊臣秀吉の朝鮮侵略』一九八〜一九九頁には前者の読下文・写真が掲載されている。

(26) 『高山公実録上卷』（清文堂、一九九八年）一〇八〜一〇九頁。

(27) 『高山公実録上卷』一〇九頁。

(28) 前掲武谷論文。

(29) 星野恒『史学叢説第二集』（富山房、一九〇九年）所収。

- (30) 川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『黒田家譜第一巻』(文献出版、一九八三年)二八四〜二八七頁。
- (31) 星野・武谷の両氏ともに言及していないが、『黒田家譜』には稷山の戦いにおける黒田勢について「首多く打取ける。すべて今日御方に誅取し首数夥し」なる記述も存在しており(『黒田家譜第一巻』二八八頁)、あくまで『黒田家譜』に依拠して「首級」獲得の有無を論ずる立場をとるならば着目すべきだったのではなからうか。後述のごとく、この記述については前掲琴著書に言及がある。
- (32) 武谷論文には「鼻請取の古文書は総計十一通」と説明する箇所がある。
- (33) 参謀本部編『日本戦史朝鮮役』(村田書店、一九七八年、初版は一九二四年)三一八頁、三七〇〜三七二頁。
- (34) 前掲藤木論文二二頁。前掲藤木著書三七三頁にも同じ一覧が掲載されている。なお、藤木氏が指摘する「陣立書」に該当するのは『鍋島家文書』一三四号である。
- (35) 前掲琴著書五三頁。
- (36) 前掲琴著書六一〜六二頁。
- (37) 前掲丸山論文。
- (38) 前掲北島『秀吉の朝鮮侵略』八二〜八三頁。
- (39) 前掲北島『秀吉の朝鮮侵略』八五頁。なお、「黒田長政が総計五四八七」の数値は史料A-1〜12に記載された鼻数の合計である。
- (40) 前掲北島『秀吉の朝鮮侵略』「参考文献」には、前掲琴著書(初版本)があげられている。
- (41) 前掲中野『秀吉の軍令と大陸侵攻』三一四〜三一五頁。
- (42) 前掲中野『文禄・慶長の役』二〇四頁。
- (43) 前掲中野『秀吉の軍令と大陸侵攻』三八四頁。前掲中野『文禄・慶長の役』三〇七頁。
- (44) 山室恭子『黄金大閣』(中央公論社、一九九二年)一六一頁。
- (45) 李焯錫『壬辰戦乱史中巻』(東洋図書出版、一九七七年)六二九〜六三六頁。
- (46) 笠谷和比古・黒田慶一『秀吉の野望と誤算』(文英堂、二〇〇〇年)一二二〜一二四頁。笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版、二〇〇〇年)二四頁。
- (47) 前掲中野『文禄・慶長の役』二〇四頁。
- (48) 『黒田家文書第一巻本編』(福岡市博物館、一九九九年)一〇八号。なお、前掲中野『秀吉の軍令と大陸侵攻』三二二頁の指摘にしたがい、「郡のごとく」を「都のごとく」にあらためて引用した。
- (49) なお、前掲北島『秀吉の朝鮮侵略』も「かくなミ」を「漢南。ここでは明兵をいう」と注解している(八三頁)。
- (50) 史料A-5の鼻数は「八拾五」と少数であるが、後述の日本側の勝利に終わった黄石山の戦いに関する史料A-2も「首」「鼻」合わせて三八に過ぎない。よって、鼻数の少なさは長政の「勝利」を否定する根拠とはなりえないであろう。
- (51) 前掲中野『文禄・慶長の役』二〇五頁。

(52) 『鍋島家文書』一一九号。

(53) 別稿、前掲拙稿「慶長の役（丁酉再乱）における長宗我部元親の動向」参照。

(54) 前掲中野『秀吉の軍令と大陸侵攻』三一三〜三一五頁。

(55) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「藤堂文書」。

〔付記〕

本稿は、平成一七〜一九年度科学研究費補助金（若手研究（B））「朝鮮出兵とくに慶長の役における諸大名の軍事行動に関する基礎的研究」

（課題番号一七七二〇一五三）、平成二二〜二三年度科学研究費補助金

（基盤研究（C））「朝鮮出兵における軍目付の機能および実態の研究」

（課題番号二二五二〇六七八）による成果の一部である。

